

「美夜古会」貸与奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、向学心に富み有能な素質を有する学生に対して、経済的理由により修学困難な者に学資金（以下、「奨学金」という）を貸与し、将来有為の人材を育成するとともに、西日本工業大学同窓会の発展に寄与することを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受ける者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 西日本工業大学に在学し、成績優秀、心身健全で経済的理由により修学困難であること。
- (2) 4年生（卒業研究着手者）であること。または4月以降に4年生（卒業研究着手者）に進級見込みの学生であること。

(奨学金の貸与額及び貸与人員)

第3条 奨学金の貸与額は、1名当たり年額30万円を限度とする。貸与人員は、若干名とする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、原則1年間とする。

- 2 会計年度途中で臨時に奨学金貸与の申し出があった場合、規程第8条に基づき決定し、当該会計年度末まで貸与をすることができる。

(運営委員会の設置)

第5条 貸与奨学金の運営等を行うため奨学金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第6条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生の選考及び貸与の停止又は、返還の猶予並びに免除等の認定に関すること。
 - (2) 奨学基金の運営に関すること。
 - (3) その他、同窓会会長から諮問された奨学金貸与に関する事項。
- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 同窓会会長
 - (2) 同窓会副会長
 - (3) 同窓会事務局長
 - (4) 同窓会事務局次長
 - (5) その他、必要に応じて西日本工業大学関係者を加えることができる。
- 3 前項の委員は、同窓会会長が委嘱する。
- 4 委員会の任期は、同窓会役員の任期と同じとする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、同窓会会長をもってこれに充てる。

(会議の招集)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(奨学金の貸与願及び決定)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与奨学金貸与願を委員長に提出しなければならない。

- 2 貸与奨学金を受けようとする者は、保護者又はこれに代わる者として連帯保証人1名を立てなければならない。
- 3 貸与奨学金貸与願の提出があった場合には、委員会は、予算の範囲内において奨学生を決定する。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は無利子とし、卒業後7ヵ月目から最長10年以内に、月賦又は、年賦等で返還しなければならない。ただし、本人の希望により、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

- 2 第11条の停止及び休止の事項に該当する場合には、すみやかに委員会へ全額返還しなければならない

ない。

(返還免除)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、届出によって返還を免除することができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 災厄により修学が不能となったとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(停止及び休止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、委員会で奨学金の貸与を停止または休止することができる。

- (1) 貸与奨学金申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき。
- (2) 休学、又は退学したとき。
- (3) 学業成績、又は素行が著しく不良となったとき。
- (4) その他、委員会が貸与を停止又は休止することが適当であると認めたとき。

(返還の猶予又は免除)

第12条 疾病その他特別の事由のため奨学金の返還が困難な場合、奨学生(奨学生死亡の場合は連帯保証人(保護者))の申請により返還を猶予又は免除することが出来る。

(施行前の準備)

第13条 この規程を施行するために必要な手続き及び準備その他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成28年6月25日
- 3 一部改正 平成30年4月1日
- 4 一部改正 令和3年2月10日